

白山市被災住宅耐震改修工事費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、被災住宅の耐震改修を促進することにより、地震発生時の倒壊等による被害を軽減するため、被災住宅の耐震改修工事に要する費用に対し、予算の範囲内で補助金を交付することに関し、白山市補助金交付規則（平成17年白山市規則第52号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 在来軸組構法、伝統的構法及び枠組壁構法による木造の住宅（長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿を含む。）をいい、店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積の合計が延べ面積の2分の1未満のもの）を含む。
- (2) 被災住宅 罹災証明書により、次に掲げる条件のいずれにも該当することが確認できる住宅をいう。
 - ア 罹災原因が令和6年1月1日に能登半島を震源として発生した地震によるものであること。
 - イ 所在地が本市の区域内であること。
 - ウ 被害の程度が一部損壊以上であること。
- (3) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が発刊した「木造住宅の耐震診断と補強方法」に規定する「一般診断法」又は「精密診断法（時刻歴応答計算による方法を除く。）」により、建築物の地震に対する安全性を評価する方法をいう。
- (4) 耐震診断士 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する1級建築士、2級建築士又は木造建築士で一般財団法人日本建築防災協会又は一般社団法人石川県建築士事務所協会が行う講習会を受講した者をいう。
- (5) 耐震改修工事 地震に対する安全性の向上を目的として実施する住宅の

改修工事（補強設計を含む。）をいう。

(6) 全体耐震改修工事 耐震改修工事のうち、耐震診断の結果、住宅全体の上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする改修工事をいう。

(7) 段階的耐震改修工事 耐震改修工事のうち、次に掲げる工事を段階的に行うものをいう。

ア 第1段階耐震改修工事（耐震設計に基づき行う工事であって、次のいずれかに適合するもの）

(ア) 2階建て住宅の1階部分の上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とする工事

(イ) 住宅全体の上部構造評点が0.7未満のものを0.7以上とする工事

イ 第2段階耐震改修工事（耐震設計に基づき行う工事であって、住宅全体の上部構造評点が1.0未満のものを1.0以上とするもの）

（補助対象事業）

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、被災住宅に係る耐震改修工事とする。

（補助金の交付対象者）

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、補助対象事業を行う者で、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 当該被災住宅の所有者（所有する予定である者及び所有者の配偶者、親子その他市長が特に認める者を含む。）又は居住者（居住する予定である者を含む。）であること。

(2) 当該被災住宅が現に居住の用に供されている住宅又は補助対象事業の完了後に速やかに居住の用に供される予定の住宅であること。

(3) 市税を完納していること。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、第3条の事業の実施に要する費用の額（1,000円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、別表の左欄に掲げる事業の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度とする。

(事業の認定等)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、補助対象事業の着手前に、当該補助対象事業について事業の認定を受けるものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の認定を受けようとする者は、被災住宅耐震改修事業認定申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、市長に申請するものとする。

3 補助対象者は、前項の申請に当たっては、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等(事業の実施に要する費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額に当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)があるときは、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

4 市長は、第2項の規定による認定の申請があったときは、その内容を審査の上、認定の可否を決定し、被災住宅耐震改修事業認定通知書(様式第2号)又は被災住宅耐震改修事業認定申請却下通知書(様式第3号)により当該認定の申請をした者に通知するものとする。

5 市長は、第1項本文の認定に当たり、必要な条件を付することができる。

(事業の認定の変更等)

第7条 前条第1項本文の認定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、当該認定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容を変更し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ被災住宅耐震改修事業変更等承認申請書(様式第4号)により市長に申請し、その承認を得なければならない。ただし、次に掲げる軽微な変更については、この限りでない。

(1) 耐震改修工事の施工の箇所又は方法の変更であって、耐震改修後の上部構造評点の最小の値が下がることがないもの

(2) 耐震改修工事に要する費用の増減額が30パーセント以内の変更(補助金の額の増額を伴うものを除く。)

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、変更又は廃止の可否を決定し、被災住宅耐震改修事業変更等承認通知書（様式第5号）又は被災住宅耐震改修事業変更等承認申請却下通知書（様式第6号）により当該申請をした補助事業者に通知するものとする。

（事業の認定の取消し）

第8条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助事業の認定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正な手段により事業の認定を受けたとき。

(2) 規則第8条第2項のいずれかに該当することとなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の内容又はこれに付した条件その他この告示に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により補助事業の認定の取消しをしたときは、被災住宅耐震改修事業認定取消通知書（様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（交付申請等）

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、被災住宅耐震改修工事費補助金交付申請書兼実績報告書（様式第8号）に当該補助事業に係る収支の状況を明らかにする書類その他必要な書類を添えて、市長に補助金の交付を申請するものとする。

2 第6条第3項ただし書の規定により認定申請をした補助事業者は、前項の申請に当たって当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して申請しなければならない。

3 第1項の申請は、第6条第4項の認定の通知を受けた日の翌日から起算して1年以内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めたときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、交付の可否を決定するものとする。この場合において、補助金の交付を決定するときは、規則第13条第2項の規定にかかわらず、併せて補助金の額を確定するものとする。

(委任)

第10条 補助事業者は、規則第15条の規定による補助金の交付の請求及び当該請求に係る補助金の受領を、耐震改修工事の施工者（次項において「耐震改修工事業者」という。）に委任することができる。

2 補助事業者の委任を受けた耐震改修工事業者が補助金を受領したときは、当該補助事業者に対し補助金が交付されたものとみなす。

(適用除外)

第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する住宅の耐震改修工事については、当該補助事業に係る補助金を交付しない。

- (1) 国、地方公共団体その他の公共団体が所有している住宅の耐震改修工事
- (2) 他の補助制度による補助金その他これらに準ずるものの交付の対象となる住宅の耐震改修工事（他の補助制度の補助等の対象となる箇所が明確に区分できるものを除く。）
- (3) 過去にこの告示により、補助金の交付を受けた住宅の耐震改修工事（段階的耐震改修工事の第1段階耐震改修工事を終えた後に実施する第2段階耐震改修工事を除く。）

(申請書等)

第12条 この告示の実施に必要な申請書等は、次のとおりとする。

- (1) 規則第13条に規定する補助金交付決定及び額の確定通知書（規則様式第6号の2）
- (2) 規則第15条に規定する補助金請求書（規則様式第7号）

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和6年1月1日以降に行われた耐震改修工事について適用する。

附 則（令和6年11月25日告示第293号）

この告示は、公表の日から施行し、改正後の白山市被災住宅耐震改修工事費

補助金交付要綱の規定は、令和6年10月1日から適用する。

附 則（令和7年7月1日告示220号の2）

この告示は、令和7年7月1日から施行する。

別表

事業区分		補助限度額	
全体耐震改修工事	戸建て	2,100,000円	
	共同住宅及び長屋	4,200,000円又は1,050,000円に住戸の数を乗じて得た額のいずれか低い額	
段階的耐震改修工事	第一段階	戸建て	2,100,000円
		共同住宅及び長屋	4,200,000円又は1,050,000円に住戸の数を乗じて得た額のいずれか低い額
	第二段階	戸建て	2,100,000円から第一段階耐震改修工事に対する補助金額を減じて得た額
		共同住宅及び長屋	4,200,000円又は1,050,000円に住戸の数を乗じて得た額のいずれか低い額から第一段階耐震改修工事に対する補助金額を減じて得た額